

広島県告示第六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保全林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十六年十月二日

広島県知事 湯崎英彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市高野町岡大内字岡五〇七二、五〇七四の一、五〇七四の二、五〇七五から五〇七九まで、五〇八一から五〇八五まで、五〇八六の一、五〇八六の二、五〇八七から五一〇三まで、五一〇七、五一〇九から五一一五まで、五一一七から五一一九まで、五一二二、五一二四から五一三三まで、五一三七、五一三八の二、五一三九から五一四二まで、字大内五四〇三の一、五四〇三の四、五四〇三の八、五四〇五の一、五四〇六から五四二四まで、五四二五の一、五四二五の二、五四二六から五四二八まで、五四二九の一、五四二九の二、五四三〇、五四三三、五四三四の一、五四三五、五四三六、五四三七の一、五四三八、五四三九、甲五四四〇の一、五四六五の一、五四六六の一、五四六六の三、五四六八、五四六九の一、五四七〇から五四七六まで、五四七七の一から五四七七の三まで、五四七八から五四八一まで、五四八三から五四九三まで、五四九五から五四九七まで、字殿釜五四九八から五五〇一まで、五五〇二の一、五五〇三から五五一六まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)